別表第四

平成十八年七月から平成十九年三月までの月分	三、七一〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	三、七一〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	三、七五〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	三、七六〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	三、八三〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	三、七八〇円

○厚生労働省告示第百九十三号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十四年政令第百八十八号）第一条第二項の規定に基づき、国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十六年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金の後納保険料を納付する場合に納付すべき額

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、平成十六年四月から平成二十四年三月までの各月分に係る国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項に規定する後納保険料を納付する場合に納付すべき額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

平成十六年四月から平成十七年三月までの月分	一四、七五〇円
平成十七年四月から平成十八年三月までの月分	一四、七九〇円
平成十八年四月から平成十九年三月までの月分	一四、八四〇円
平成十九年四月から平成二十年三月までの月分	一四、八八〇円
平成二十年四月から平成二十一年三月までの月分	一五、〇〇〇円
平成二十一年四月から平成二十二年三月までの月分	一五、〇七〇円
平成二十二年四月から平成二十三年三月までの月分	一五、一三〇円
平成二十三年四月から平成二十四年三月までの月分	一五、一三〇円

○厚生労働省告示第百九十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第九条第三項の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第九条第二項に規定する保険料の額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

表に次のように加える。

基準永住帰国日が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にある者	一一、九〇〇円

○厚生労働省告示第百九十五号

調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定に基づき、調理師試験基準（平成九年厚生省告示第百十九号）の一部を次のように改め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一項各号を次のように改める。

一　公衆衛生学　問題数の十五パーセント
二　食品学　問題数の十パーセント
三　栄養学　問題数の十五パーセント
四　食品衛生学　問題数の二十五パーセント
五　調理理論　問題数の三十パーセント
六　食文化概論　問題数の五パーセント

○厚生労働省告示第百九十六号

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第十八条の規定に基づき、昭和五十七年厚生省告示第百九十九号（調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第四号中「社団法人日本調理師会（昭和四十二年十一月八日に社団法人日本調理師会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人日本調理師会」に、「社団法人全日本司厨士協会（昭和三十四年六月二十六日に社団法人全日本司厨士協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人全日本司厨士協会」に改める。

○厚生労働省告示第百九十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年度以降の年度分の補助金に適用する。ただし、平成二十五年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第三条第一項の表第九号を次のように改める。

9　がん対策推進総合研究事業及びその推進事業	平成26年度からの新たながん研究戦略に基づき、がんによる死亡者の減少、全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上、がんになっても安心して暮らせる社会の構築等を目指し、予防・早期発見、診断・治療等、がん医療の実用化や政策課題の解決に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第三条第一項の表中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号の次に次の一号を加える。

18　肝炎等克服実用化研究事業及びその推進事業	肝炎治療実績の大幅な改善につながる成果の獲得やB型肝炎に対する画期的な新規治療薬の開発に資することを目的とする研究事業及びその推進事業	一般公募型 指定型 若手育成型

第三条第一項の表第十九号を次のように改める。

19　肝炎等克服政策研究事業	肝炎に関する行政的な課題を解決し、肝炎医療体制・社会基盤の整備に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型